

# ビルを利用される方へ東京都からのお願い

～建築物における冬期(暖房期)における湿度管理の重要性について～

## 【法律の規定】

皆様が仕事や買い物をするビル(特定建築物※<sup>1</sup>)には、建築物の衛生的環境を確保し、利用者・使用者の健康を保持するために建築物衛生法※<sup>2</sup>という法律が適用されています。

この法律では、ビルの維持管理権原者に対して、快適で良好な空気環境を確保するために「建築物環境衛生管理基準」として、温度・湿度・二酸化炭素濃度等の調整を行うよう規定しています。

しかしながら、ビル利用者・使用者の皆様の御協力と御理解をいただかなければビル管理者だけの力では基準を維持することはできません。

※1 事務所・店舗・旅館・興行場・学校などの用途で使用される延べ面積が3,000㎡以上(学校は8,000㎡以上)の建築物

※2 ※1の飲料水・室内空気などの衛生的な維持管理を定めた「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称

## 【ビルの管理】

特に冬期の湿度管理については、インフルエンザ等の感染防止の観点からも重要です。建築物衛生法では、室内の相対湿度を40～70%に規定していますが、冬期における東京の外気の相対湿度は20%以下になることもあります。

ビルでは、建築物内に外気を取り入れて室内空気を希釈することで清浄化を図っています。冬期の外気は乾いていますので、室内の相対湿度を確保するためには加湿を行う必要があります。

## 【利用者の方ができること】

ビルには空調設備として加湿装置が設置されていますが、利用者の方からの要望で運転を制御・停止することがあり、全く加湿がされない状態になることがあります。要望の理由として、『窓が結露する。』『窓際に置いた書類が湿っぽくなる。』『室内が蒸し暑い。』などがあるようです。

窓の結露については、外気と室内の温度差による物理的現象のため、ビルの構造によっては、防ぎようのない場合がありますので、室内温度を下げたり、結露受けの拭き取りを行い、書類置場を工夫して結露の影響を防ぐ方法があります。

また、室内が蒸し暑いと感じるのは、室内温度が高く、相対湿度が十分確保されている状況であると思われますので、加湿装置を停止するのではなく、室内温度を低くすることで解決できることがあります。

最近では、加湿装置を含む空調機のリモコンが、事務室内に設置されているビルが増え、ビル利用者の方が外気取入ファンや全熱交換器、加湿装置のスイッチを誤って停止してしまうことがありますので、ご注意ください。

ビルにおける冬期の湿度管理の重要性を改めてご認識いただくとともに、機器の操作方法について、ビル管理者に十分確認のうえ、お取り扱いください。